

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 135 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第 2 種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から 100 メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。